

<声明>

第2期中期目標・中期計画の作成過程——文科省、違法行為の疑い！！

すでに国立大学法人の第2期中期目標・中期計画の作成作業が始まっているが、そのなかで文科省は法律違反を犯している疑いが強い。2009年3月14日に発表された国立大学法人法反対首都圏ネットワークの「<声明> 国立大学法人法（第30条ほか）すら蹂躪する文科省『国立大学法人の組織・業務全般の見直し』の違法性を告発する」を踏まえて、北海道大学教職員組合は以下のとおり基本的見解を明らかにする。

1. 一連の資料

2009年2月4日に国立大学協会（国大協）の大学評価委員会が開催され、その場に文科省の国立大学法人支援課長が来て説明を行った。そのときに文科省が提供した資料4種類のうち中期目標・中期計画に関係するのは資料1-1と資料1-2である。資料1-1は1枚の用紙に、「国立大学法人の組織・業務全般の見直しについて」と「国立大学法人の組織・業務全般の見直しのスケジュール」の二つが上下に印刷されている。資料1-2は3ページに渡るメモ風の文書で、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」というタイトルが付されている。資料1-1は文科省自身が作成したと見られるが、資料1-2は、国立大学法人支援課長の同日の説明によると、文科省の国立大学法人評価委員会内に設置されたWG（国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しに関するWG）が起草し、2009年1月28日に開催された国立大学法人評価委員会の第25回総会でとりまとめたもの（国大協大学評価委員会「議事メモ」より）、とのことである。

また、これらの資料に盛り込まれた趣旨を全国立大学法人に徹底すべく、2月5日付けで同支援課長から各大学の担当理事あてに『国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点』について」と題する事務連絡文書が発信されている。

2. 文科省の越権行為、すなわち法律違反の疑い

一連の資料のタイトル「国立大学法人の組織・業務全般の見直し・・・」に見られるとおり、文科省の意図は第2期中期目標・中期計画の作成に際して、全国立大学法人の組織・業務全般の見直しを図ろうというものであるが、しかし実はこれは文科省の越権行為であり、法律違反の疑いが濃い。

国立大学法人による中期目標・中期計画の作成に当たり、国立大学法人の組織・業務のあり方を検討することにつき、文科省から国立大学法人への具体的な働きかけを規定した条文は国立大学法人法にはないが、同法第35条において、独立行政法人通則法（以下、通則法）第35条を準用することが定められている。そこで文科省は上述の資料1-1において、通則法第35条を次のように紹介している。

「第35条 主務大臣（※文部科学大臣）は、独立行政法人（※国立大学法人）の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会（※国立大学法人評価委員会）の意見を聴かなければならない。

.....」

この引用文中の括弧内は文科省が書き、アンダーラインも文科省が引いたものである。だが、よく見ると第1項中の「当該独立行政法人の」部分にアンダーラインが引かれていない。文科省はなぜ引かなかったのか。

通則法第 35 条は明らかに、「主務大臣」が「当該独立行政法人」つまり個別の独立行政法人についてあれこれ「検討」し、「所要の措置を講ずる」ときのことを規定している。そのため、通則法第 35 条に準拠して文科省が国立大学法人に実施できる行為は「当該国立大学法人」、すなわち個別の国立大学法人について「検討」し、「所要の措置を講ずる」ことであり、国立大学法人に対してではない。それにもかかわらず、通則法第 35 条におけるこの点をねじ曲げて国立大学法人につき「検討」し、「所要の措置を講ずる」には「当該独立行政法人の」箇所をあえて無視する必要がある、そのため意図的にアンダーラインを引かなかつたと解釈できる。このように確信犯的な行為から判断すると、文科省の行為が通則法第 35 条に違反している疑いがさらに強まる。

3. 文科省の介入には前歴がある

文科省が各国立大学の中期目標・中期計画案作成に介入したのは、今回が初めてではない。その行為が発覚したのは、国会で国立大学法人法案の審議が行われている最終盤、2003 年 6 月 10 日の参議院文教科学委員会においてだった。民主党の桜井充議員（仙台市出身、医師）は、独自に入手した資料に基づき、また大学医学部で研究生を送る友人にも直接、状況をたずねて、文科省が各国立大学に中期目標・中期計画案を作成するよう指示したため、国立大学の研究者は忙しいなかですでに何回も計画案の書き直しをさせられていると指摘した。それに対して文科大臣も副大臣も、大学側の自主的な判断で資料を作成し、文科省に提出してもらおうことになっているだけであると答弁した。しかし桜井議員の手もとにある資料は文科省から各大学に送付されたもので、具体的指示内容がこと細かに書かれている。そのため、大臣、副大臣の答弁がウソで塗り固められていることが、はしなくもばれてしまった。文科省から各大学への指示行為は、成立してもいない法律の存在を前提にしたもので一ただし、その後に成立した法律にはこのような介入行為は何も書かれていないが一、明らかに越権行為であり、法律違反と言って差し支えない。それを糊塗するために、国会の場で大臣、副大臣がウソをついたのである。

桜井議員はこれでは質問を続けられないと述べてその日の審議はストップし、同委員会は数日間、再開されなかった。そうこうするうちに国会の会期切れ（6 月 18 日）が目前に迫ってきて、政府・与党は国立大学法人法案の成立を危ぶむ状況に陥ったが、ときあたかもイラク特措法を成立させるため与党が強引に 40 日間の会期延長をしたおかげで、国立大学法人法案はその後、同委員会、そして同院本会議を通過して 7 月 9 日に成立した。もしも会期が延長されなかったら与党側は会期内の強行採決で窮状を突破するほかなく、国立大学法人法の成立にめぐり去ることのできない汚点を残すことになったであろう。

4. 北大は自主的、自律的に中期目標・中期計画の立案を

2003 年 6 月の事態の結果、国立大学法人法の成立に伴う参議院付帯決議に、「中期目標の実際上の作成主体が法人であること」などの指摘が盛り込まれたのは記憶に新しい。しかし文科省は 2003 年の事態から何も学ばず、自らの走狗たる国立大学法人評価委員会の文章表現を利用して、平然と法律及び国会決議の趣旨を踏みにじっている。北大はこのような文科省の態度に毅然として対処し、自主的、自律的に中期目標・中期計画を立案すべきである。そうしないと、北大も法律違反の行為に手を貸すことになる。

5. 国立大学法人評価委員会「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」の問題点

2004 年度に開始された国立大学法人の体制下で多くの国立大学関係者が運営費交付金の連年削減、予算の選択と集中、競争と効率化、人件費削減などに悩まされ、また膨大な人数の非正規雇用職員がワー

キングプアーの状況にあえいでいる事実など、国立大学法人評価委員会「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」（以下、「視点」）は一顧だにしていない。「視点」はむしろ、そのような方針や状態は次期中期目標・中期計画においても当然の前提にしていると理解できる。

そのうえで「視点」は、次期中期目標・中期計画について次の諸点をことさら強調している。第一に、一層の個性化を基礎にして大学の機能別分化を進めること、第二に、大学における組織及び業務全般の見直しを推進することである。この2点ともすでに1990年代中盤からわが国の大学に関して指摘されている事項であるが、「視点」がいま、特に強調していることに注意する必要がある。

第一の点に関しては、新制大学制度の基本理念である国立大学の地域均等的配置を見直して、大学の機能別分化を進めつつ大学間統合、大学の地域的集中化を推進するものと読み取れる。第二については特に入学定員や組織等の見直しが強調され、大学内部の組織間の再編、統合などが意図されている。また、法人におけるトップダウンの強化、業務運営の効率化とアウトソーシングの推進、外部資金の獲得推進、資産の有効活用、大学間及び大学内部における共同実施、共同利用なども指摘されている。

全体的には国の行政改革の動きを背景にして、運営費交付金に関する効率化係数の維持を前提に、引き続き大学の「構造改革」を推し進めようとするものであるが、これでは大学関係者の疲弊が極点に達し、また基礎分野・基礎科目が現在にも増して軽視され、大学の総合的発展など望むべくもない。大学は社会に開かれたコミュニティーであり、国民の利益に合致する教育・研究を推し進める場であるという大学の使命に照らして、「視点」の持つ問題点が幅広く議論されるべきである。

2009年4月14日

北海道大学教職員組合